

# 「自衛隊関連観光商品造成事業」業務委託仕様書

## 1 委託業務名

自衛隊関連観光商品造成事業

## 2 業務目的

久留米市に複数立地している自衛隊施設を核とし、その他の観光資源との組み合わせや自衛隊に関連した特産品等の開発による本市特有の観光商品の造成を行い、より一層の観光客並びに新たな層の観光客の誘致を目的として実施するもの。

## 3 提案の内容

陸上自衛隊久留米駐屯地、航空自衛隊高良台分屯基地のほか、日本で唯一の陸上自衛隊幹部候補生学校が立地するという久留米市の特性を活用した旅行商品の造成、特産品等の開発及び誘客事業を実施する。

### (1) 自衛隊関連旅行商品の造成

① 各自衛隊(※1)及び関連団体との調整により、見学、体験、食事等を組み合わせて各施設を周遊する自衛隊施設見学ツアー(観光商品:有償)を造成し、その商品に対し合計200名以上の参加者を得ること。

### ② セキュリティ等の遵守

国防施設であることに留意し、各自衛隊が課す警備上、その他受け入れに当たっての条件を遵守すること。(本市と連携して自衛隊との調整を行う。)

### (2) 自衛隊施設とその他の観光素材との組み合わせによる商品造成

各自衛隊(※1)の見学の他、久留米市内に存在するその他の観光施設、イベント、歴史などと組み合わせることにより、魅力的な観光商品を造成し、その観光商品に対し合計200名以上の参加者を得ること。

### (3) ツアーの実施と報告

① 上記(1)及び(2)で造成した観光商品については各1回以上のツアーを実施すること。また、上記(2)については、各自衛隊の3施設(※1)とイベントをそれぞれ組み合わせて実施することから3回の催行が必要である。

### ② 募集等

HP、SNS、新聞、雑誌等の媒体による効果的なツアーの募集を行うこと。

③ アンケートの実施等

より魅力的なツアーとするために、参加者アンケートの実施及び報告を行うとともに、以後のツアー造成に活用できるように課題を纏めること。

(4) 自衛隊を活用した久留米市の特産品等の企画・開発

久留米市と自衛隊に関連した食品、加工品、その他の特産品などにおいて、オリジナリティのある企画・開発を行うこと。また、施設内の食堂で提供する久留米オリジナルメニューを自衛隊と協力して開発を行うこと。

(5) その他

上記の他、本業務の目的を達成する上で効果的であると考える提案を行うこと。

4 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

5 完了報告等

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務に要した事業費
- (3) ツアーの概要、参加者アンケート結果等の報告
- (4) 各自衛隊と協議し、造成した見学、体験プログラム等の概要
- (5) 委託業務の実施による成果物
  - ア ツアー参加者募集におけるSNS、新聞等の広告物
  - イ 参加者アンケートの写し
  - ウ その他、事業ツール、本業務において作成した資料等については、別途市と協議し決定する
  - エ 開発したグッズ等

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して業務を遂行すること
- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、市と協議し決定すること
- (3) 本業務に基づき作成される成果物等の所有権は、すべて委託者に帰属する
- (4) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又

- は漏洩してはならない
- (5) 本業務の検査完了後に瑕疵が発見された場合、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において受託者の責任は、本業務の検査完了日から1年以内に請求があった場合に限る
  - (6) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関して委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない
  - (7) 受託者は、委託者の承認を受けないで、再委託をしてはならない

(※1) 陸上自衛隊久留米駐屯地、航空自衛隊高良台分屯基地並びに陸上自衛隊幹部候補生学校

(※2) 菓子などの食料品・加工品、日常活用可能なグッズ、土産品などをいう。